

特定廃棄物埋立処分施設の状況確認の実施結果

1 概要

調査日時	令和8年8月24日 10時00分 ~ 11時45分
------	---------------------------

2 調査事項（各法令等の基準に基づき福島県が選定）

○放射性物質汚染対処特措法に基づく特定廃棄物の埋立処分基準（10万Bq/kg以下）

調査事項		要求事項		特記事項
		無	有	
1	埋立処分の方法 - 飛散・流出の防止 - 悪臭・騒音・振動の防止 - 外周囲い、処分場所の表示 - 分散しない埋立	■	☐	
2	最終処分場の敷地の境界において、放射線の量を7日に1回以上測定・記録	■	☐	
3	ねずみ・蚊・はえ・その他の害虫の発生防止	■	☐	
4	生活環境保全上の必要な措置	■	☐	
5	廃酸・廃アルカリの埋立処分の禁止	■	☐	
6	公共用水域と遮断されている場所以外での埋立処分の方法 - 埋立場所に厚さ50cm以上の土壌層の敷設	■	☐	
	Cs137溶出量 150Bq/L超 - セメント等による固型化 - 損傷しにくい容器への収納（固型化後） - 不透水性土壌層の敷設（下面・側面・表面） ※表面敷設までの間は一日の作業終了時に遮水シートによる被覆	■	☐	
	Cs137溶出量 150Bq/L以下 - 埋立厚さ3mごとに表面に不透水性土壌層の敷設 ※敷設までの間は一日の作業終了時に遮水シートによる被覆	■	☐	
7	浸出液による公共用水域・地下水汚染防止措置			
	（設備関係） - 遮水工 - 保有水等集排水設備 - 浸出液処理設備 - 地表水流入防止の開渠	■	☐	
	（放流水関係） - 水質基準への適合 - 水質検査の実施	■	☐	
	（地下水関係） - 水質検査の実施 - 水質悪化時の原因調査・必要な措置	■	☐	
8	埋立量等の記録・埋立位置図の作成 （最終処分場の廃止まで保存）	■	☐	
9	一日の埋立作業終了時の措置 - 放射線障害防止（覆土等）	■	☐	
10	埋立処分終了時の措置 - 開口部の閉鎖（厚さ50cm以上の最終覆土等） - 不透水性土壌層の流出防止（最終覆土の表面勾配による雨水排水等）	■	☐	

特定廃棄物埋立処分施設の状況確認の実施結果

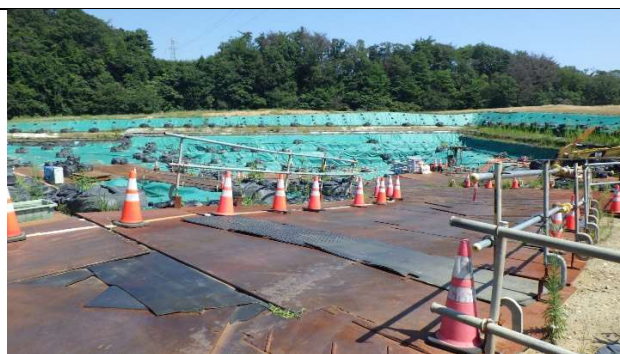
○最終処分基準省令に基づく構造基準・維持管理基準

調査事項	要求事項		特記事項
	無	有	
・地滑り防止工又は沈下防止工の設置	■	□	
・埋立物流出防止のための擁壁、えん堤等の設置	■	□	
・浸出液の水量及び水質を調整する調整池の設置	■	□	
・火災発生の防止、消火設備の具備	■	□	
・擁壁、えん堤等の定期的な点検、損壊防止措置	■	□	
・遮水工が損傷するおそれがある場合、表面を砂等で被覆	■	□	
・遮水工の定期的な点検、遮水効果低下時の速やかな回復措置	■	□	
・浸出液処理設備の機能点検、異状時の必要な措置	■	□	
・導水管等の防凍措置の定期的な点検、異状時の必要な措置	■	□	
・開渠等の機能維持、堆積土砂等の除去	■	□	
・通気装置設置による埋立地発生ガスの排除	■	□	
・残余の埋立容量測定・記録→1回／年以上	■	□	

3 調査時の様子



○廃棄物詰替施設
異常なし



○埋立地
異常なし



○浸出水処理施設
異常なし